

不適合管理委員会報告情報  
平成17年12月2日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成17年12月2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ(B)において、グランド部のリーク量に増加が認められたため、グランド部を点検・調整	
2	1号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ(D)において、グランド部のリーク量に増加が認められたため、グランド部を点検・調整	
3	1号機	制御棒駆動水ポンプ室空調機(HVH-4)において、フィルタの詰まりが認められたため、フィルタを交換	
4	1号機	制御棒手動制御装置室空調機(A)において、フィルタの詰まりが認められたため、フィルタを交換	
5	1号機	原子炉補機冷却水ポンプ(A)カップリング側軸受部において、油のにじみが認められたため、軸受部を点検・修理	
6	2号機	所内ボイラばい煙測定口において、扉固定用ボルトの腐食が認められたため、当該ボルトを交換	
7	5号機	原子炉格納容器内弁システム漏えい検出温度記録計において、打点機構の不良が認められたため、当該部を点検・修理	
8	6号機	所内ボイラ給水移送ポンプの電動機ロータ点検時、ロータ負荷側軸端部外径の測定値に許容値外れが認められたため、当該部を修理	
9	集中環境施設	雑固体焼却炉(A)グローブボックス内において、洗浄用ノズル手前のフレキシブルチューブ取付部より微量のエアーリークが認められたため、当該部を点	
10	その他	水処理設備純水装置A塔(B)入口サンプリング弁(F307B)において、グランド部より水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。  
電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで